

## 第8回 中学校給食推進連絡協議会 次第

日時 平成26年11月21日（金）午後3時～

場所 中原区役所 5階502会議室

- 1 座長あいさつ（川崎市PTA連絡協議会・齊藤会長）
- 2 川崎市立中学校完全給食の早期実施に向けた検討について
- 3 その他

### 【配布資料】

- |       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 資料1   | 川崎市立中学校完全給食実施方針〈概要版〉              |
| 資料2   | 川崎市立中学校完全給食実施方針                   |
| 資料3   | （仮称）川崎市南・中・北部学校給食センター整備等事業実施方針（抄） |
| 資料4   | 中学校給食推進連絡協議会設置要綱（案）・新旧対照表         |
| 参考資料1 | 実施方針（素案）保護者説明会 意見要旨と本市の考え         |
| 参考資料2 | 政令市における中学校給食の状況                   |
| 参考資料3 | これまでの検討経過                         |
| 参考資料4 | 第7回中学校給食推進連絡協議会会議録                |
| 参考資料5 | 川崎市立中学校完全給食の早期実施に向けた検討について        |

# 中学校給食推進連絡協議会 名簿

平成26年10月1日現在

No.	役職	所属	氏名
1	座長	川崎市P T A連絡協議会会長	齊藤 植栄
2	副座長	教育委員会事務局中学校給食推進室長	望月 明弘
3	委員	土橋小学校長	鈴木信一郎
4	委員	中野島小学校長	山崎 恵子
5	委員	橘中学校長	渡邊 壽久
6	委員	中原中学校長	伊藤 民子
7	委員	川崎市P T A連絡協議会前会長	小原 良
8	委員	川崎市P T A連絡協議会副会長	伊藤ともみ
9	委員	川崎市P T A連絡協議会事務局長	宮嶋 普子
10	委員	川崎市教職員組合執行副委員長	倉田 亨
11	委員	川崎市教職員組合書記長	阿部 直樹
12	委員	教育委員会事務局総務部企画課長	野本 宏一
13	委員	教育委員会事務局教育環境整備推進室〔施設マネジメント〕担当課長	古内 久
14	委員	教育委員会事務局職員部教職員課長	小田桐 恵
15	委員	教育委員会事務局学校教育部指導課〔指導・調整〕担当課長	市川 洋
16	委員	教育委員会事務局学校教育部健康教育課〔学校給食〕担当課長	邊見るみ子
17	委員	教育委員会事務局中学校給食推進室〔食育推進〕担当課長	北村 恵子
18	委員	教育委員会事務局中学校給食推進室〔計画・事業推進〕担当課長	森 有作
19	委員	教育委員会事務局中学校給食推進室〔共同調理場整備推進〕担当課長	古俣 和明

# 中学校給食推進連絡協議会設置要綱

〔平成26年2月3日教育長決裁  
25川教給第9号〕

(趣旨)

第1条 中学校完全給食の早期実施に伴う諸課題について協議するため、中学校給食推進連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 中学校完全給食の早期実施に伴う諸課題に関すること。
- (2) 民間活力を活かした安全・安心で効率的な手法に関すること。
- (3) その他中学校完全給食の早期実施に伴う必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 座長は、川崎市PTA連絡協議会会長をもって充てる。
- 3 副座長は、教育委員会事務局中学校給食推進室長をもって充てる。

(会議等)

第4条 協議会は、座長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育委員会事務局中学校給食推進室において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月13日から施行する。

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)

座長	川崎市PTA連絡協議会会長
副座長	教育委員会事務局中学校給食推進室長
委員	川崎市立小学校長会長が指名する校長
	川崎市立中学校長会長が指名する校長
	川崎市教職員組合執行委員長が指名する役員
	川崎市PTA連絡協議会会長が指名する者
	教育委員会事務局総務部企画課長
	教育委員会事務局職員部教職員課長
	教育委員会事務局教育環境整備推進室〔施設マネジメント〕担当課長
	教育委員会事務局学校教育部指導課〔指導・調整〕担当課長
	教育委員会事務局学校教育部健康教育課〔学校給食〕担当課長
	教育委員会事務局中学校給食推進室〔食育推進〕担当課長
	教育委員会事務局中学校給食推進室〔計画・事業推進〕担当課長
	教育委員会事務局中学校給食推進室〔共同調理場整備推進〕担当課長

# 川崎市立中学校完全給食実施方針 ー概要版ー

## ■経過等

●本市では、これまで、市立中学校の昼食は、「家庭からのお弁当」を基本とする「ミルク給食」を実施し、併せて、お弁当が持参できない時にそれを補完する制度として「ランチサービス事業」を実施してきましたが、中学校完全給食の早期実現を求める「市議会の決議」や市民の皆様からの様々な意見・要望を踏まえて、教育委員会会議において議論を重ねた結果、中学校においても、小学校と同様に「完全給食」を実施することが望ましいとの結論に至り、平成25年11月に「川崎市立中学校給食の基本方針」を決定しました。

### 川崎市立中学校給食の基本方針(平成25年11月26日 教育委員会会議決定)

- 1 早期に中学校完全給食を実施します。
- 2 学校給食を活用した、さらなる食育の充実を図ります。
- 3 安全・安心な給食を提供します。
- 4 温かい給食を全校で提供します。

上記基本方針に基づき、安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向けた検討

## 川崎市立中学校完全給食実施方針

1 学校給食を活用した食育の推進

(1)学校給食の目的

- ・子どもたちの健康の増進、体位の向上を図る
- ・子どもたちが、望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けることを目指す
- ・給食を生きた教材として活用することにより、食に関する指導を効果的に進める

(2)学校給食の目標

食育の観点を踏まえ、健康の保持増進、健全な食生活など7つの目標の達成を目指す

(3)学校給食を活用した食育の推進

食育基本法

- ・子どもたちの食育については、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるもの
- ・食育とは生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎ともなるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

学校給食を生きた教材として活用し、さらなる食育の推進

- 教科や特別活動等における学校給食と関連させた食育
- 給食の準備や片付け等の共同作業や同じ食事を一緒に食べる「共食」による食育
- 小学校からの継続的かつ計画的な食育
- 地場産物等の給食への活用による食育

2 喫食形態

- 全員喫食を原則とする
- 食物アレルギーを有する生徒には、医師の診断をもとに、原材料等の詳細な情報提供や特定原材料7品目の除去等の対応
- 給食での対応が困難な場合には、家庭からのお弁当を持参など、個別に配慮

アレルギー物質を含む食品に関する表示の対象（消費者庁）

表示義務づけ 特定原材料7品目

卵、小麦、そば、落花生、乳、えび、かに

\*本市中学校給食では、そば、落花生は使用しない予定です。

3 安全・安心・良質な食材の確保

- (公財)川崎市学校給食会を活用し安全・安心・良質な食材の確保
- 市内産・県内産といった地産地消に配慮した食材の調達・使用

4 食器形態

- 小学校給食と同様のセパレート型
- 箸(はし)等については、各家庭から持参 (いわゆる「マイ箸(はし)」)



## 5 提供方法等

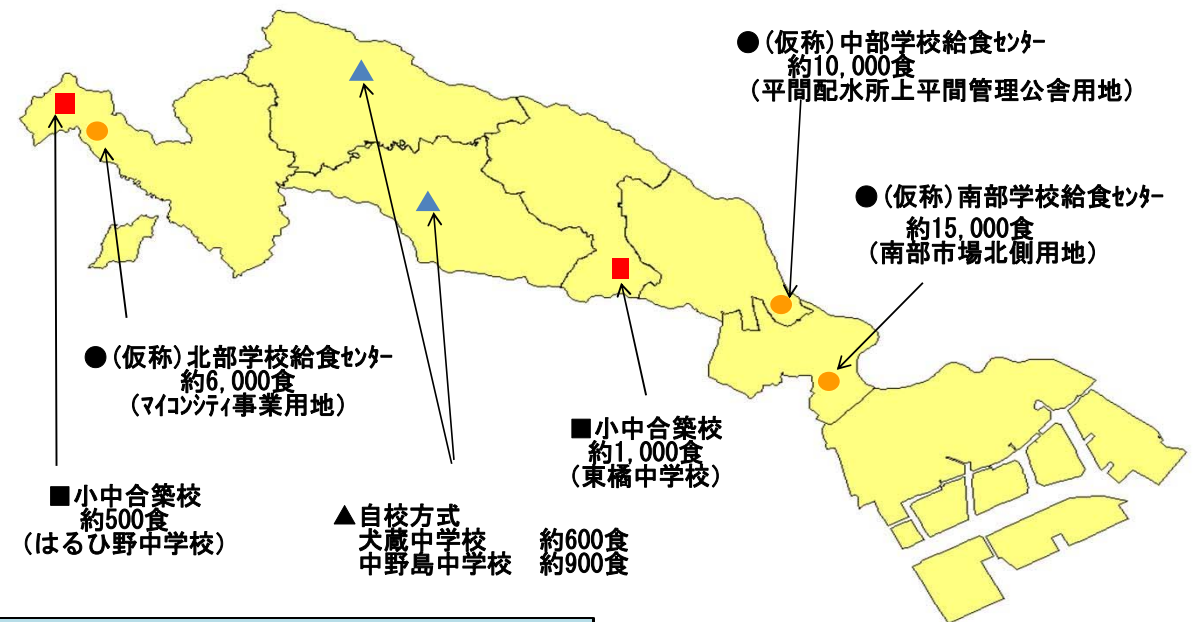
### (1)給食提供方法

- 市有地を活用し、学校給食センターを3箇所設置
  - 小学校との合築校(東橋中学校・はるひ野中学校)は合築校舎内の調理場を活用
  - 教育活動に支障を及ぼさない犬蔵中学校・中野島中学校は敷地内に調理場を設置
- これらにより、生徒数の推計に基づく食数約3万3千食を確保

### (2)民間活力を活かした効率的な手法

学校給食センターの整備に当たり実施した事業手法検討調査で、財政負担の軽減及び平準化、事業の安定的な実施について等の検討を行った結果、PFI(BTO)方式を事業スキームとして実施するものとする。

なお、犬蔵中学校及び中野島中学校及び東橋中学校については、市立小学校及び市立特別支援学校で導入実績のある公設民営方式として実施し、また、はるひ野中学校については、既存のPFI事業契約に中学校給食を含めて実施するものとする。



学校給食センターの主な諸室・機能 (3センター共通)	
検収室、前室、納米室、炊飯室、炊飯盛付室、ボイラー室、野菜上処理室、野菜下処理室、食品庫、泥落とし室、魚肉下処理室、調理室、和え物室、アレルギー食専用調理室、配送前室、洗浄室、残菜処理室、回収前室、コンテナ室、備品庫、事務室等	

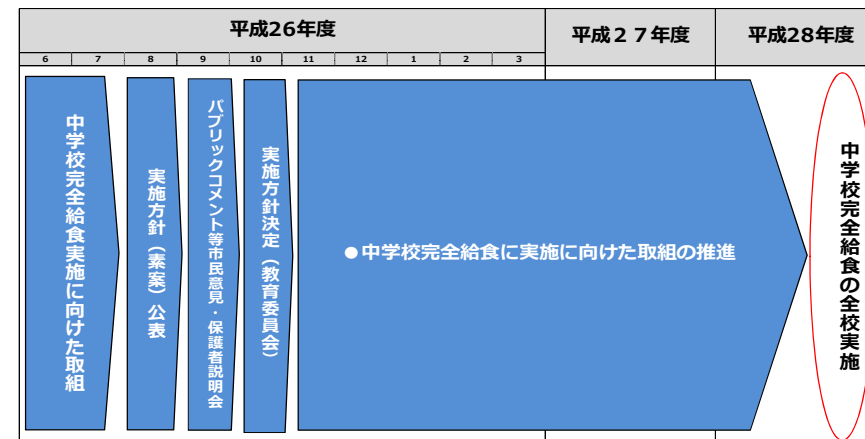
## 6 開始時期

- 平成28年度中に全校において完全給食を実施
- 試行実施についても検討

## 7 給食費

- 中学生の学校給食摂取基準や本市の小学校・特別支援学校の給食費の額、他都市の状況、社会経済情勢等を総合的に勘案し、今後、献立の内容と併せ決定

## 8 スケジュール



# 川崎市立中学校完全給食実施方針

平成 26 年 10 月

川崎市教育委員会

## 目 次

---

はじめに	1
1. 学校給食を活用した食育の推進	2
(1) 学校給食の目的	
(2) 学校給食の目標	
(3) 学校給食を活用した食育の推進	
2. 中学校完全給食の喫食形態	3
3. 安全・安心・良質な食材の確保	4
4. 中学校完全給食の食器の形態等	5
5. 中学校完全給食の提供方法等	5
(1) 給食提供方法	
(2) 民間活力を活かした効率的な手法	
6. 中学校完全給食の開始時期	7
7. 中学校完全給食の給食費の額	8
8. 今後のスケジュール等	8

## はじめに

中学生の時期は、身体が著しく発育・発達するときです。また、スポーツや文化活動に参加する機会も増え、学校での生活時間が長くなるとともに、校外での活動も多くなり、小学生に比べ生活リズムが大きく変化します。この時期に活力ある日々を過ごすためには、食事、運動、休養及び睡眠を十分取ることが大切です。特に、規則正しく1日3回の栄養バランスの良い食事をとることは、心身の成長の基礎となります。また、家族や友人と和やかに食事をするのは、豊かな心や望ましい人間関係をはぐくむ上でも大切な役割を果たすものです。その中で、学校給食は、子どもたちの成長に必要な栄養を補完するだけでなく、集団生活の中で友人や先生と一緒に昼食をとることを通じて社会性を身に付けるとともに、食に関する正しい知識を習得し、将来にわたる望ましい食習慣を形成するなど、中学生にとっては特に重要なものと考えます。

これまで、本市の市立中学校の昼食については、家庭からのお弁当を基本として、昭和38年より「ミルク給食」を実施し、平成16年度からは、お弁当を持って来られない時にそれを補完する制度として「中学校ランチサービス事業」を実施してまいりました。しかし、平成23年3月の中学校完全給食の早期実現を求める「市議会の決議」や、市民の皆様からの様々なご意見・ご要望等を踏まえて教育委員会会議において議論を重ねた結果、市立中学校においても、市立小学校と同様に「完全給食」を実施することが望ましいとの結論に至り、平成25年11月に「川崎市立中学校給食の基本方針」を決定いたしました。

川崎市立中学校給食の基本方針（平成25年11月26日 川崎市教育委員会会議決定）

- 1 早期に中学校完全給食を実施します。
- 2 学校給食を活用した、さらなる食育の充実を図ります。
- 3 安全・安心な給食を提供します。
- 4 温かい給食を全校で提供します。

上記基本方針決定後は、児童生徒及びその保護者の方々にアンケート調査を行うとともに、「中学校給食推進会議」や「中学校給食推進連絡協議会」を設置し、安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向けた検討を進めてまいりました。

この度、これらの検討を踏まえ、中学校完全給食実施に係る基本的な事項を「川崎市立中学校完全給食実施方針」として定め、実施に向けてさらなる取組を推進してまいります。

※ 完全給食 …… 給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食

※ ミルク給食 …… 給食内容がミルクのみである給食。家庭からのお弁当が基本となります。

## 1. 学校給食を活用した食育の推進

### (1) 学校給食の目的

成長期にある子どもたちの心身の健全な発達のため、学校給食摂取基準等に基づく栄養バランスのとれた食事を学校給食として提供することにより、健康の増進、体位の向上を図るとともに、給食の準備や後片付け等の実践活動を通して、計画的・継続的な指導を行うことにより、望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けることを目指します。また、給食を生きた教材として活用することにより、食に関する指導を効果的に進めていきます。

### (2) 学校給食の目標

学校給食法第2条では、食育の観点を踏まえ、7つの学校給食の目標を示しています。本市の中学校完全給食においても以下に示す目標の達成を目指します。

学校給食法（最終改正：平成20年法律第73号）第2条より

〈学校給食の目標〉

- ①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

### (3) 学校給食を活用した食育の推進

平成17年7月に施行された食育基本法の前文では、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である」とし、子どもたちの食育について、「心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるもの」としています。また、食育とは「生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎ともなるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」ことであるとしています。

本市の市立中学校における食育については、従来より、教科や特別活動、昼食の時間等の中で食に関する指導を行ってきました。

また、平成24年度に全面実施された新学習指導要領には、「学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じ



て適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。」と示されており、教育委員会では「学校における食に関する指導プラン〈中学校〉」を作成し、各学校ではこのプランに基づき、食に関する指導の年間計画を作成し、食育の推進に取り組んでいるところだ。

そして、中学校完全給食の実施により、学校給食を生きた教材として活用することで、これまでに行われてきた学校での食育をさらに充実できるものと考え、従来からの食に関する指導の目標の6つの観点(①食事の重要性、②心身の健康、③食品を選択する能力、④感謝の心、⑤社会性、⑥食文化)を基本としつつ、以下の食育について取り組みます。

- 教科や特別活動等における学校給食と関連させた食育
- 給食の準備、片付け等の共同作業や同じ食事を一緒に食べる「共食」による食育
- 小学校からの継続的かつ計画的な食育
- 地場産物等の給食への活用による食育

(参考) 食に関する指導の目標と観点

	目標	観点
1	食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。	食事の重要性
2	心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。	心身の健康
3	正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。	食品を選択する能力
4	食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々への感謝する心をもつ。	感謝の心
5	食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。	社会性
6	各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。	食文化

<出典：文部科学省「食に関する指導の手引―第一次改訂版―」より抜粋>

## 2. 中学校完全給食の喫食形態

中学校完全給食の実施に向け、平成25年12月に、市立中学校全51校の1学年のうち1クラス、市立小学校各区2校(計14校)の6学年のうち1クラスに在籍する児童生徒及びその保護者を対象として実施した「中学校における昼食についてのアンケート」では、保護者の約8割が「小学校のような給食」を望む一方、児童生徒の約5割は「家で作った弁当」を望む結果となっています。これは、約7割の児童生徒が「家で作った弁当は、好みや体調に合わせておかずの内容や分量を調節できる」と回答していることからこのような結果になったものと考えら

れますが、一方で「小学校給食で特に身についたこと」との設問に対し、約2～4割の児童生徒が「栄養や健康のこと」「協力して食事の準備や後片付けをすること」「食事のマナー」「好き嫌いがなくなったこと」と回答していることは、小学校給食において取り組んだ食育の成果の表れであると考えます。

このようなことも踏まえ、中学校完全給食においても、給食を生きた教材として活用できること、統一的な食育の指導が可能となること、共食・共同作業による食育の推進が図られることなどから、「全員喫食」を原則とします。

学校給食における食物アレルギーを有する生徒への対応については、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患）」により、医師の診断をもとに、使用する食材の原材料等の詳細な情報を提供し、アレルギー物質を含む食品に関する表示が義務づけられている特定原材料7品目（「アレルギー物質を含む食品に関する表示の対象」の表参照）の除去等に努めます。

また、食物アレルギーを有する生徒等については適切な対応が求められるため、給食での対応が困難な場合には家庭からのお弁当を持参していただくなど、個別に配慮することとします。

なお、中学校完全給食の実施を機に、平成16年度から実施している「中学校ランチサービス事業」については、廃止することとします。

アレルギー物質を含む食品に関する表示の対象（消費者庁）

表示義務づけ 特定原材料7品目
-----------------

卵、小麦、そば、落花生、乳、えび、かに
---------------------

\*本市中学校完全給食では、そば、落花生は使用しない予定です。

### 3. 安全・安心・良質な食材の確保

---

安全・安心・良質な食材の確保については、川崎市立学校の学校給食事業の充実発展とその運営の円滑適正を図ることを目的に昭和33年に設立され、食材の規格基準や原材料の産地、加工食品のアレルギー物質の内容、遺伝子組換え等の確認及び納入された食材の細菌検査等を実施し、現在、市立小学校及び市立特別支援学校116校約7万7千食分の安全・安心・良質な食材を安定供給している実績がある公益財団法人川崎市学校給食会を活用します。

また、食育推進に資するよう、市内産・県内産といった地産地消に配慮した食材の調達・使用を進めます。

### 4. 中学校完全給食の食器の形態等

---

食器については、「安全性の確保」、「多様な献立への対応」、「取扱いのしやすさ」、「経済性」の観点を重視するとともに、食事マナーや共同作業による食育、望ましい食習慣の形成等の観点から、本市中学校完全給食では、小学校給食と同様の

セパレート型の食器を使用することとします。

さらに中学生の自己管理能力をはぐくむ等の食育の観点から、本市中学校完全給食で使用する箸（はし）等については、各家庭から持参すること（いわゆる「マイ箸」）とします。

種類	食器（セパレート型）	ランチプレート	弁当箱
			

## 5. 中学校完全給食の提供方法等

### (1) 給食提供方法

国の「学校給食衛生管理基準」では、調理場は、二次汚染防止の観点から、食材の検収室、食品の保管室、下処理室等の「汚染作業区域」、調理室、配膳室等の「非汚染作業区域」、及び更衣室、休憩室、調理員専用便所、前室等の「その他の区域」に部屋単位で区分すること、洗浄室は別途区分すること、検収、保管、下処理、調理及び配膳の各作業区域並びに更衣休憩に充てる区域及び前室に区分するように努めること、とされています。

さらに、食品の保管室は、専用であること、衛生面に配慮した構造とし、食品の搬入及び搬出に当たって、調理室を経由しない構造及び配置とすること、外部からの汚染を受けないような構造の検収室を設けることなど、詳細に定められています。

そのため、中学校完全給食の実施に当たっては、生徒に安全・安心で良質な学校給食を提供するために、これらの衛生管理基準等を考慮した広さ・規模を有する調理場を設置することが必要となります。

このことを踏まえると、中学校完全給食を「自校方式」、「小学校から中学校へ給食を配送する親子方式」又は「中学校から中学校へ給食を配送する親子方式」により実施するには、多くの学校で衛生管理可能な十分なスペースの確保等が困難な状況であるため、結果として運動場に調理場を整備するか、又は大規模な改修を行わざるを得ません。その結果、児童生徒の活動場所が非常に制限されることとなり、教育環境への影響がとて大きくになるとともに、これらの方式は、他の方式と比べ多くの費用と期間を要することが見込まれる（「給食提供方法ごとの事業費用の試算」参照）など、本市においては困難な状況にあると考えます。

したがって、本市特有の細長い地形等を考慮し、限られた市有地を最大限に活用して、センター方式により調理場を3箇所整備するとともに、学校との調整も踏まえ、小学校との合築校である東橋中学校及びはるひ野中学校においては合築校舎内の調理場を活用し、教育活動に支障を及ぼさない犬蔵中学校及び中野島中学校においては同校の敷地内に調理場を設置することにより、生徒数の推計に基づく食数約3万3千食(全52校)を確保し、本市中学校完全給食を早期に実施いたします。

名称	(仮称) 南部学校給食センター	(仮称) 中部学校給食センター	(仮称) 北部学校給食センター
計画位置	幸区南幸町3丁目149番2 (南部市場北側用地)	中原区上平間1700番8他 (平間配水所上平間管理 公舎用地)	麻生区栗木2丁目8番3 (マイコンシティ事業用 地〈関連施設地区〉)
敷地面積	約8,700㎡	約7,200㎡	約2,700㎡
調理能力	約15,000食/日	約10,000食/日	約6,000食/日
想定配送区	川崎区・幸区・高津区・宮 前区	中原区・高津区・宮前区・ 多摩区	多摩区・麻生区

※配送区は現時点での想定です。今後、学校ごとの具体的な配送計画策定の中で、変更となる可能性があります。

学校給食センターの主な諸室・機能（3センター共通）
検収室、前室、納米室、炊飯室、炊飯盛付室、ボイラー室、野菜上処理室、野菜下処理室、食品庫、泥落とし室、魚肉下処理室、調理室、和え物室、アレルギー食専用調理室、配送前室、洗浄室、残菜処理室、回収前室、コンテナ室、備品庫、事務室等

#### 【給食提供方法ごとの事業費用の試算】

	自校方式	親子方式		センター方式	民設民営方式	
		(中→中)	(小→中)		(食缶配送)	(弁当箱配送)
①施設整備費等 (一般財源)	約150億円 (約52億円)	約140億円 (約47億円)	約190億円 (約58億円)	約140億円 (約52億円)	約20億円 (約20億円)	約40億円 (約40億円)
②30年間の維持管理・運営費	約610億円	約610億円	約660億円	約500億円	約600億円	約590億円
合計	約760億円	約750億円	約850億円	約640億円	約620億円	約630億円

- (備考)・本市の中学校全52校のうち、小学校との合築校である東橋中学校・はるひ野中学校を除く50校を対象
- ・提供対象については、今後5年間の推計ピーク時の生徒数と教職員数を合わせて、約32,500人(全員喫食)
  - ・6種類の給食提供方法について、単一の方式により実施したと仮定した場合のそれぞれの施設整備費と事業期間30年間の維持管理運営費を試算
  - ・食材費は全額保護者負担のため、事業費用の試算に含まない
  - ・各方式の検討に当たっては、食数の提供に必要な施設における費用について計算を行っており、事業用地の確保、スペースの対応の可否等については考慮していない

(参考)

自校方式	市が各学校の敷地内に調理場を設置し、当該調理場において自校分の給食を調理する方式。本市立小学校は、当該方式で実施
親子方式	自校内に調理場を持つ学校(親校)が、調理場を持たない学校(子校)の分の給食も調理し、親校から子校へ配送する方式
センター方式	市が市有地等に大規模な調理場を設置し、当該調理場で調理した給食を、複数の学校へ配送する方式

## (2) 民間活力を活かした効率的な手法

これまでの事業手法の検討により、民設民営方式については、事業者による市内事業用地の確保や資金調達が極めて難しいと考えられること、ハード面も含め「安全・安心」という観点からの市によるモニタリング機能が働きづらいこと等の課題があることから、本市の中学校完全給食の実施手法としては、困難であるものと考えます。

学校給食センターの整備に当たり実施した事業手法検討調査で公設民営とPFI方式の比較を行い、財政負担の軽減及び平準化、事業の安定的な実施について等の検討を行った結果、業務を包括化した性能発注により民間ノウハウが活用でき、サービスの向上、費用削減が期待できること、民間資金の活用により財政負担の平準化が図れること、施設整備に当たり国からの交付金の適用が可能であること、運営期間中も施設が市の所有物となるため、施設・設備面に対しても市の関与が容易なこと等から、民間活力を活かした効率的な手法として、PFI（BTO）方式を事業スキームとして実施するものとします。

なお、犬蔵中学校及び中野島中学校及び東橋中学校については、市立小学校及び市立特別支援学校で導入実績のある公設民営方式として実施し、また、はるひ野中学校については、既存のPFI事業契約に中学校給食を含めて実施するものとします。

(参考)

公設民営方式	市が、各学校の敷地内に調理場を設置し、又は市有地等に大規模な調理場を設置し、民間事業者により調理業務等を委託して給食事業を行う方式 ・本市の小学校・特別支援学校 116 校のうち、47 校で実施（平成 26 年 4 月現在）
PFI 方式	公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI 法）に基づき実施される。 ・政令市では、仙台市、千葉市、福岡市の学校給食センターで採用。本市では、はるひ野小中学校で採用 ・運営期間中及び運営期間後の施設の所有者により、BTO（運営期間中、運営期間後ともに市が所有）、BOT（運営期間中は民間事業者、運営期間後は市が所有）、BOO（運営期間中、運営期間後ともに民間事業者が所有）の 3 種類に分けられる。
民設民営方式	市は民間事業者により調理業務等を委託し、当該民間事業者は自社が有する調理場において、調理業務等を請け負い、給食事業を行う方式。弁当箱で配送する都市が多いが、食缶で配送する事例もある。 ・政令市では、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、広島市（弁当箱） ・甲府市、武蔵村山市（食缶）

## 6. 中学校完全給食の開始時期

多くの市民の皆様から中学校完全給食の早期実現が望まれていることから、平成 28 年度中に全校において完全給食を実施いたします。

具体的な開始時期については、施設・設備の整備状況や学校運営の状況等を踏まえ検討します。

また、各中学校の状況や本格実施に向けた整備状況等を踏まえ、中学校完全給食の試行実施についても引き続き検討します。

## 7. 中学校完全給食の給食費の額

学校給食法第 11 条では、学校給食の実施に必要な施設整備及び学校給食の運営に要する経費等は原則市の負担とし、それ以外の学校給食に要する経費（食材費等）は保護者の負担とされています。

給食費の額については、中学生の学校給食摂取基準や本市の小学校・特別支援学校の給食費の額、他都市の状況、社会経済情勢等を総合的に勘案し、今後、献立の内容と併せ決定していきます。

(参考) 平成26年5月現在 中学校完全給食実施政令市

都市名	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	相模原市	新潟市
基礎月額(円)	4,600	—	4,800	4,500	4,600	5,741
1食単価(円)	290.45	自炊：285.00 委炊：290.00	298.00	290.00	280.00 デリ：300.00	335.92

都市名	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	岡山市
基礎月額(円)	4,860	—	4,300	自炊：5,200 委炊：5,600	—	—
1食単価(円)	297.00	314.00	278.23 デリ：329.60	自炊：290.35 委炊：312.69 デリ：290.00	300.00	316.21

都市名	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
基礎月額(円)	—	4,900	4,600	—
1食単価(円)	265.00	288.00	266.31	295.00

\* 自炊：自校炊飯、委炊：委託炊飯、デリ：デリバリー

\* 本市特別支援学校…中学・高等部 月額4,850円 1食290円

## 8. 今後のスケジュール等

今後の主なスケジュールは次のとおりです。なお、本実施方針に示す各事項のほか、調理から喫食までの安全確保、給食実施に係る配膳・運搬の方法、本市の特色を活かした給食や給食時間の在り方などの課題については、引き続き検討を進めてまいります。

平成 26 年 10 月～ 中学校完全給食実施に向けた取組の推進  
(P F I 法に基づく各種手続きの実施等)

平成 27 年度 同上

平成 28 年度 中学校完全給食の実施



## (仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業実施方針 (抄)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 5 条第 3 項の規定により、(仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業 (以下「本事業」という。) に関する実施に関する方針 (以下「実施方針」という。) について次のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 7 日

川崎市長 福田紀彦

### 1 事業概要

#### (1) 目的

本市では、平成 25 年 11 月に「川崎市立中学校給食の基本方針」を策定し、中学校給食推進会議や中学校給食推進連絡協議会等で検討を重ね、早期に安全・安心で温かい中学校給食を実施することを目的とした「川崎市立中学校完全給食実施方針」を平成 26 年 10 月に策定した。

また、中学校完全給食の実施により、学校給食を生きた教材として活用することで、これまでに行われてきた学校での食育をさらに充実する方針である。

以上を踏まえ、本事業は、(仮称) 川崎市南部学校給食センターを設計・建設・維持管理・運営業務を包括的に発注することにより、民間のノウハウを活用し、サービスの向上、経費削減を図ること、及び財政負担の平準化等を実現するため、PFI 手法を用いて整備することを目的とする。

#### (2) 本施設の概要

本施設は、主に川崎区、幸区、高津区及び宮前区に立地する市立中学校への給食を提供する、1 日当たりの最大食数 15,000 食 (うち 150 食はアレルギー対応食) の供給能力を有する共同調理場とする。

#### (3) 事業期間

設計・施工期間 平成 27 年 6 月～平成 28 年 11 月

維持管理・運営期間 (開業準備期間を含む。) 平成 28 年 12 月～平成 44 年 3 月

#### (4) 事業範囲

ア 施設整備業務 (設計・施工・工事監理、運営備品・配送車調達等)

イ 開業準備業務

ウ 維持管理業務 (建物、建築、厨房、外構、清掃、警備等)

エ 運営業務 (検収、調理、配送・回収、洗浄、献立作成支援、食育支援等)

### 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

市が本事業を PFI 方式で実施することにより、従来方式で実施した場合に比べ、事業期間を通じた市の財政支出の縮減が期待できる場合又は市の財政支出が同一の水準にある場合が公共サービスの水準の向上が期待できる場合に、本事業を特定事業として選定し、公表する。



### 3 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う予定である。

スケジュール (予定)	内容
平成 26 年 11 月 7 日	① 実施方針等の公表
平成 26 年 11 月 13 日	② 実施方針等に関する説明会
平成 26 年 11 月 7 日～14 日	③ 実施方針等に関する質問受付
平成 26 年 11 月 28 日	④ 実施方針等に関する質問回答の公表
平成 26 年 11 月 25 日	⑤ 要求水準書 (案) の公表
平成 26 年 11 月 25 日～12 月 1 日	⑥ 要求水準書 (案) に関する質問受付
平成 26 年 12 月中旬	⑦ 要求水準書 (案) に関する質問回答の公表
平成 26 年 12 月中旬	⑧ 特定事業の選定
平成 26 年 12 月下旬	⑨ 入札公告
平成 26 年 12 月下旬～平成 27 年 1 月上旬	⑩ 入札説明書等に関する質問受付
平成 27 年 1 月下旬	⑪ 入札説明書等に関する質問回答の公表
平成 27 年 1 月下旬	⑫ 参加表明書の受付 (資格確認申請書を含む)
平成 27 年 2 月上旬	⑬ 資格審査結果の通知
平成 27 年 2 月中旬	⑭ 競争的対話の実施
平成 27 年 3 月下旬	⑮ 入札提出書類 (提案書) の受付
平成 27 年 4 月中旬	⑯ 落札者決定及び公表
平成 27 年 5 月下旬	⑰ 事業契約の仮契約の締結

### 4 事業提案の審査及び落札者決定に関する事項

(1) 市は、審査に係る公平性、透明性及び客観性を確保するため、学識経験者等で構成する学校給食センター整備等事業者選定審査委員会 (以下「審査委員会」という。) を設置する。

なお、市が設置する審査委員会の委員については、入札説明書等において明らかにする。

#### (2) 落札者決定基準

落札者決定基準は入札公告時に公表するが、次の視点から審査を行う予定である。

- ア 設計・建設に関する事項
- イ 運営・維持管理に関する事項
- ウ 事業計画に関する事項
- エ 市の財政支出額
- オ その他 (地域経済の活性化等)

### 5 議会の議決

市は、事業契約に係る債務負担行為の設定に関する議案を平成 26 年 11 月に市議会定例会に提出する予定である。

# (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業実施方針 (抄)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号) 第5条第3項の規定により、(仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業 (以下「本事業」という。) に関する実施に関する方針 (以下「実施方針」という。) について次のとおり公表する。

平成26年11月7日

川崎市長 福田紀彦

## 1 事業概要

### (1) 目的

本市では、平成25年11月に「川崎市立中学校給食の基本方針」を策定し、中学校給食推進会議や中学校給食推進連絡協議会等で検討を重ね、早期に安全・安心で温かい中学校給食を実施することを目的とした「川崎市立中学校完全給食実施方針」を平成26年10月に策定した。

また、中学校完全給食の実施により、学校給食を生きた教材として活用することで、これまでに行われてきた学校での食育をさらに充実する方針である。

以上を踏まえ、本事業は、(仮称) 川崎市中部学校給食センターを設計・建設・維持管理・運営業務を包括的に発注することにより、民間のノウハウを活用し、サービスの向上、経費削減を図ること、及び財政負担の平準化等を実現するため、PFI手法を用いて整備することを目的とする。

### (2) 本施設の概要

本施設は、主に中原区、高津区、宮前区及び多摩区に立地する市立中学校への給食を提供する、1日当たりの最大食数10,000食 (うち100食はアレルギー対応食) の供給能力を有する共同調理場とする。

### (3) 事業期間

設計・施工期間 平成27年 6月～平成28年11月  
維持管理・運営期間 (開業準備期間を含む。) 平成28年12月～平成44年 3月

### (4) 事業範囲

- ア 施設整備業務 (設計・施工・工事監理、運営備品・配送車調達等)
- イ 開業準備業務
- ウ 維持管理業務 (建物、建築、厨房、外構、清掃、警備等)
- エ 運営業務 (検収、調理、配送・回収、洗浄、献立作成支援、食育支援等)

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

市が本事業をPFI方式で実施することにより、従来方式で実施した場合に比べ、事業期間を通じた市の財政支出の縮減が期待できる場合又は市の財政支出が同一の水準にある場合が公共サービスの水準の向上が期待できる場合に、本事業を特定事業として選定し、公表する。

### 3 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う予定である。

スケジュール (予定)	内容
平成 26 年 11 月 7 日	① 実施方針等の公表
平成 26 年 11 月 13 日	② 実施方針等に関する説明会
平成 26 年 11 月 7 日～14 日	③ 実施方針等に関する質問受付
平成 26 年 11 月 28 日	④ 実施方針等に関する質問回答の公表
平成 26 年 11 月 25 日	⑤ 要求水準書 (案) の公表
平成 26 年 11 月 25 日～12 月 1 日	⑥ 要求水準書 (案) に関する質問受付
平成 26 年 12 月中旬	⑦ 要求水準書 (案) に関する質問回答の公表
平成 26 年 12 月中旬	⑧ 特定事業の選定
平成 26 年 12 月下旬	⑨ 入札公告
平成 26 年 12 月下旬～平成 27 年 1 月上旬	⑩ 入札説明書等に関する質問受付
平成 27 年 1 月下旬	⑪ 入札説明書等に関する質問回答の公表
平成 27 年 1 月下旬	⑫ 参加表明書の受付 (資格確認申請書を含む)
平成 27 年 2 月上旬	⑬ 資格審査結果の通知
平成 27 年 2 月中旬	⑭ 競争的対話の実施
平成 27 年 3 月下旬	⑮ 入札提出書類 (提案書) の受付
平成 27 年 4 月中旬	⑯ 落札者決定及び公表
平成 27 年 5 月下旬	⑰ 事業契約の仮契約の締結

### 4 事業提案の審査及び落札者決定に関する事項

(1) 市は、審査に係る公平性、透明性及び客観性を確保するため、学識経験者等で構成する学校給食センター整備等事業者選定審査委員会 (以下「審査委員会」という。) を設置する。

なお、市が設置する審査委員会の委員については、入札説明書等において明らかにする。

#### (2) 落札者決定基準

落札者決定基準は入札公告時に公表するが、次の視点から審査を行う予定である。

- ア 設計・建設に関する事項
- イ 運営・維持管理に関する事項
- ウ 事業計画に関する事項
- エ 市の財政支出額
- オ その他 (地域経済の活性化等)

### 5 議会の議決

市は、事業契約に係る債務負担行為の設定に関する議案を平成 26 年 11 月に市議会定例会に提出する予定である。

# (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業実施方針 (抄)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号) 第5条第3項の規定により、(仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業 (以下「本事業」という。) に関する実施に関する方針 (以下「実施方針」という。) について次のとおり公表する。

平成26年11月7日

川崎市長 福田紀彦

## 1 事業概要

### (1) 目的

本市では、平成25年11月に「川崎市立中学校給食の基本方針」を策定し、中学校給食推進会議や中学校給食推進連絡協議会等で検討を重ね、早期に安全・安心で温かい中学校給食を実施することを目的とした「川崎市立中学校完全給食実施方針」を平成26年10月に策定した。

また、中学校完全給食の実施により、学校給食を生きた教材として活用することで、これまでに行われてきた学校での食育をさらに充実する方針である。

以上を踏まえ、本事業は、(仮称) 川崎市北部学校給食センターを設計・建設・維持管理・運營業務を包括的に発注することにより、民間のノウハウを活用し、サービスの向上、経費削減を図ること、及び財政負担の平準化等を実現するため、PFI手法を用いて整備することを目的とする。

### (2) 本施設の概要

本施設は、主に多摩区及び麻生区に立地する市立中学校への給食を提供する、1日当たりの最大食数6,000食 (うち60食はアレルギー対応食) の供給能力を有する共同調理場、既存のマイコンシティ連絡所の除却及び栗木マイコン地区地区計画に基づく利便施設の合築施設とする。

### (3) 事業期間

設計・施工期間 平成27年 6月～平成28年11月

維持管理・運営期間 (開業準備期間を含む。) 平成28年12月～平成44年 3月

### (4) 事業範囲

- ア 施設整備業務 (設計・施工・工事監理、運営備品・配送車調達等)
- イ 開業準備業務
- ウ 維持管理業務 (建物、建築、厨房、外構、清掃、警備等)
- エ 運營業務 (検収、調理、配送・回収、洗浄、献立作成支援、食育支援等)

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

市が本事業をPFI方式で実施することにより、従来方式で実施した場合に比べ、事業期間を通じた市の財政支出の縮減が期待できる場合又は市の財政支出が同一の水準にある場合が公共サービスの水準の向上が期待できる場合に、本事業を特定事業として選定し、公表する。

### 3 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う予定である。

スケジュール (予定)	内容
平成 26 年 11 月 7 日	① 実施方針等の公表
平成 26 年 11 月 13 日	② 実施方針等に関する説明会
平成 26 年 11 月 7 日～14 日	③ 実施方針等に関する質問受付
平成 26 年 11 月 28 日	④ 実施方針等に関する質問回答の公表
平成 26 年 11 月 25 日	⑤ 要求水準書 (案) の公表
平成 26 年 11 月 25 日～12 月 1 日	⑥ 要求水準書 (案) に関する質問受付
平成 26 年 12 月中旬	⑦ 要求水準書 (案) に関する質問回答の公表
平成 26 年 12 月中旬	⑧ 特定事業の選定
平成 26 年 12 月下旬	⑨ 入札公告
平成 26 年 12 月下旬～平成 27 年 1 月上旬	⑩ 入札説明書等に関する質問受付
平成 27 年 1 月下旬	⑪ 入札説明書等に関する質問回答の公表
平成 27 年 1 月下旬	⑫ 参加表明書の受付 (資格確認申請書を含む)
平成 27 年 2 月上旬	⑬ 資格審査結果の通知
平成 27 年 2 月中旬	⑭ 競争的対話の実施
平成 27 年 3 月下旬	⑮ 入札提出書類 (提案書) の受付
平成 27 年 4 月中旬	⑯ 落札者決定及び公表
平成 27 年 5 月下旬	⑰ 事業契約の仮契約の締結

### 4 事業提案の審査及び落札者決定に関する事項

(1) 市は、審査に係る公平性、透明性及び客観性を確保するため、学識経験者等で構成する学校給食センター整備等事業者選定審査委員会 (以下「審査委員会」という。)を設置する。

なお、市が設置する審査委員会の委員については、入札説明書等において明らかにする。

#### (2) 落札者決定基準

落札者決定基準は入札公告時に公表するが、次の視点から審査を行う予定である。

- ア 設計・建設に関する事項
- イ 運営・維持管理に関する事項
- ウ 事業計画に関する事項
- エ 市の財政支出額
- オ その他 (地域経済の活性化等)

### 5 議会の議決

市は、事業契約に係る債務負担行為の設定に関する議案を平成 26 年 11 月に市議会定例会に提出する予定である。

## 中学校給食推進連絡協議会設置要綱（案）

〔平成26年2月3日教育長決裁  
25川教給第9号〕

（趣旨）

第1条 中学校完全給食の早期実施に伴う諸課題について協議するため、中学校給食推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- （1）中学校完全給食の早期実施に伴う諸課題に関すること。
- （2）民間活力を活かした安全・安心で効率的な手法に関すること。
- （3）その他中学校完全給食の早期実施に伴う必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 座長は、川崎市PTA連絡協議会会長をもって充てる。
- 3 副座長は、教育委員会事務局中学校給食推進室長をもって充てる。

（会議等）

第4条 協議会は、座長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

（作業部会）

第5条 協議会には、中学校完全給食の早期実施に伴う諸課題について研究を行うため、中学校給食推進連絡協議会作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 作業部会の会議は、部会長が必要に応じて召集し、その議長となる。
- 4 作業部会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、教育委員会事務局中学校給食推進室において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。

附 則（平成26年2月3日教育長決裁 25川教給第9号）

この要綱は、平成26年2月13日から施行する。

附 則（平成26年10月1日教育長決裁 26川教給第58号）

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年11月21日教育長決裁 26川教給第68号）

この要綱は、平成26年11月21日から施行する。

別表第1（第3条関係）

中学校給食推進連絡協議会

座長	川崎市PTA連絡協議会会長
副座長	教育委員会事務局中学校給食推進室長
委員	川崎市立小学校長会長が指名する校長 川崎市立中学校長会長が指名する校長 川崎市教職員組合執行委員長が指名する役員 川崎市PTA連絡協議会会長が指名する者 教育委員会事務局総務部企画課長 教育委員会事務局職員部教職員課長 教育委員会事務局教育環境整備推進室〔施設マネジメント〕担当課長 教育委員会事務局学校教育部指導課〔指導・調整〕担当課長 教育委員会事務局学校教育部健康教育課〔学校給食〕担当課長 教育委員会事務局中学校給食推進室〔食育推進〕担当課長 教育委員会事務局中学校給食推進室〔計画・事業推進〕担当課長 教育委員会事務局中学校給食推進室〔共同調理場整備推進〕担当課長

別表第2（第5条関係）

中学校給食推進連絡協議会作業部会

部会長	教育委員会事務局中学校給食推進室長
部会員	川崎市立小学校長会長が指名する教職員 川崎市立中学校長会長が指名する教職員 川崎市教職員組合執行委員長が指名する役員（専門部長を含む。） 教育委員会事務局総務部企画課長 教育委員会事務局職員部教職員課長 教育委員会事務局教育環境整備推進室〔施設マネジメント〕担当課長 教育委員会事務局学校教育部指導課〔指導・調整〕担当課長 教育委員会事務局学校教育部健康教育課〔学校給食〕担当課長 教育委員会事務局中学校給食推進室〔食育推進〕担当課長 教育委員会事務局中学校給食推進室〔計画・事業推進〕担当課長 教育委員会事務局中学校給食推進室〔共同調理場整備推進〕担当課長

## 中学校給食推進連絡協議会設置要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>中学校給食推進連絡協議会設置要綱</p> <p>平成26年2月3日教育長決裁 25川教給第9号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 中学校完全給食の早期実施に伴う諸課題について協議するため、中学校給食推進連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次の事項について協議するものとする。</p> <p>(1) 中学校完全給食の早期実施に伴う諸課題に関すること。</p> <p>(2) 民間活力を活かした安全・安心で効率的な手法に関すること。</p> <p>(3) その他中学校完全給食の早期実施に伴う必要な事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。</p> <p>2 座長は、川崎市PTA連絡協議会会長をもって充てる。</p> <p>3 副座長は、教育委員会事務局中学校給食推進室長をもって充てる。</p> <p>(会議等)</p> <p>第4条 協議会は、座長が必要に応じて召集し、その議長となる。</p> <p>2 座長は、会務を総理する。</p> <p>3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>5 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。</p> <p>(作業部会)</p> <p>第5条 協議会には、<u>中学校完全給食の早期実施に伴う諸課題について研究を行うため、中学校給食推進連絡協議会作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。</u></p> <p>2 <u>作業部会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。</u></p>	<p>中学校給食推進連絡協議会設置要綱</p> <p>平成26年2月3日教育長決裁 25川教給第9号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 中学校完全給食の早期実施に伴う諸課題について協議するため、中学校給食推進連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次の事項について協議するものとする。</p> <p>(1) 中学校完全給食の早期実施に伴う諸課題に関すること。</p> <p>(2) 民間活力を活かした安全・安心で効率的な手法に関すること。</p> <p>(3) その他中学校完全給食の早期実施に伴う必要な事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、<u>別表</u>に掲げる者をもって組織する。</p> <p>2 座長は、川崎市PTA連絡協議会会長をもって充てる。</p> <p>3 副座長は、教育委員会事務局中学校給食推進室長をもって充てる。</p> <p>(会議等)</p> <p>第4条 協議会は、座長が必要に応じて召集し、その議長となる。</p> <p>2 座長は、会務を総理する。</p> <p>3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>5 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。</p>



中学校給食推進連絡協議会設置要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>3 作業部会の会議は、部会長が必要に応じて召集し、その議長となる。</p> <p>4 作業部会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 協議会の庶務は、教育委員会事務局中学校給食推進室において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。</p> <p>附 則 (平成26年2月3日教育長決裁 25川教給第9号) この要綱は、平成26年2月13日から施行する。</p> <p>附 則 (平成26年10月1日教育長決裁 26川教給第58号) この要綱は、平成26年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成26年11月21日教育長決裁 26川教給第68号) この要綱は、平成26年11月21日から施行する。</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>中学校給食推進連絡協議会</p> <p>座 長 川崎市PTA連絡協議会会長</p> <p>副座長 教育委員会事務局中学校給食推進室長</p> <p>委 員 川崎市立小学校長会長が指名する校長 川崎市立中学校長会長が指名する校長 川崎市教職員組合執行委員長が指名する役員 川崎市PTA連絡協議会会長が指名する者 教育委員会事務局総務部企画課長 教育委員会事務局職員部教職員課長 教育委員会事務局教育環境整備推進室〔施設マネジメント〕担当課長 教育委員会事務局学校教育部指導課〔指導・調整〕担当課長 教育委員会事務局学校教育部健康教育課〔学校給食〕担当課長 教育委員会事務局中学校給食推進室〔食育推進〕担当課長</p>	<p>(庶務)</p> <p>第5条 協議会の庶務は、教育委員会事務局中学校給食推進室において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。</p> <p>附 則 (平成26年2月3日教育長決裁 25川教給第9号) この要綱は、平成26年2月13日から施行する。</p> <p>附 則 (平成26年10月1日教育長決裁 26川教給第58号) この要綱は、平成26年10月1日から施行する。</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p>座 長 川崎市PTA連絡協議会会長</p> <p>副座長 教育委員会事務局中学校給食推進室長</p> <p>委 員 川崎市立小学校長会長が指名する校長 川崎市立中学校長会長が指名する校長 川崎市教職員組合執行委員長が指名する役員 川崎市PTA連絡協議会会長が指名する者 教育委員会事務局総務部企画課長 教育委員会事務局職員部教職員課長 教育委員会事務局教育環境整備推進室〔施設マネジメント〕担当課長 教育委員会事務局学校教育部指導課〔指導・調整〕担当課長 教育委員会事務局学校教育部健康教育課〔学校給食〕担当課長 教育委員会事務局中学校給食推進室〔食育推進〕担当課長 教育委員会事務局中学校給食推進室〔計画・事業推進〕担当課長</p>

中学校給食推進連絡協議会設置要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>教育委員会事務局中学校給食推進室〔計画・事業推進〕担当課長            教育委員会事務局中学校給食推進室〔共同調理場整備推進〕担当課長</p> <p><u>別表第2（第5条関係）</u>  <u>中学校給食推進連絡協議会作業部会</u>  <u>部会長 教育委員会事務局中学校給食推進室長</u>  <u>部会員 川崎市立小学校長会長が指名する教職員</u>  <u>川崎市立中学校長会長が指名する教職員</u>  <u>川崎市教職員組合執行委員長が指名する役員（専門部長を含む。）</u>  <u>教育委員会事務局総務部企画課長</u>  <u>教育委員会事務局職員部教職員課長</u>  <u>教育委員会事務局教育環境整備推進室〔施設マネジメント〕担当課長</u>  <u>教育委員会事務局学校教育部指導課〔指導・調整〕担当課長</u>  <u>教育委員会事務局学校教育部健康教育課〔学校給食〕担当課長</u>  <u>教育委員会事務局中学校給食推進室〔食育推進〕担当課長</u>  <u>教育委員会事務局中学校給食推進室〔計画・事業推進〕担当課長</u>  <u>教育委員会事務局中学校給食推進室〔共同調理場整備推進〕担当課長</u></p>	<p>長            教育委員会事務局中学校給食推進室〔共同調理場整備推進〕担当課長</p>

川崎市立中学校完全給食実施方針(素案)保護者説明会 意見要旨と本市の考え  
H26.9.15~26実施

(1) 「方針」全般に関すること

意見要旨	本市の考え
・こんなに早期にこのような計画を出していただけたとは思っていませんでしたので、非常に喜んでおります。関係職員の皆様、ありがとうございます。	今後とも安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向けた取組を推進してまいります。
・中学校給食を実施する目的に沿って、今回最も大切にしていることは何か。	中学校完全給食を実施することにより、さらなる食育の充実が図られること、育ち盛りの生徒にとって栄養バランスがあり、安全・安心で温かい食事をとることができることなどの様々な効果が得られるものと考えておりますので、平成25年11月に策定した「川崎市立中学校給食の基本方針」に基づき、早期実施に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。
・学校給食は子どもたちのためのもので、親のためのものではありません。予算不足や時間的制約が大きな理由となって方向性が決められている感が残念です。何が子どもたちにとって最善かという議論をしていただきたいです。	中学校完全給食の早期実現を求める「市議会の決議」や市民の皆様からの様々な意見・要望を踏まえて、教育委員会会議において議論を重ねた結果、中学校においても、小学校と同様に「完全給食」を実施することが望ましいとの結論に至り、平成25年11月に「川崎市立中学校給食の基本方針」を決定しました。本基本方針に基づき、昨年12月には「中学校における昼食についてのアンケート」を実施し、保護者の約8割が小学校のような給食を希望するという結果が得られました。また、これまで、「教育委員会会議」、市長、副市長、関係局長を委員とする「中学校給食推進会議」、市PTA連絡協議会代表、小・中学校長会代表、職員団体代表等を委員とする「中学校給食推進連絡協議会」などにおいて、安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向けた検討を行ってまいりました。今後も引き続き、早期全校実施に向けた取組を進めてまいります。

(2) 学校給食を活用した食育の推進に関すること

意見要旨	本市の考え
・食育で最も重視することは何か。	中学校完全給食では、本市小学校給食と同様に、食缶から食器へ配膳する形態とし、給食の準備、片付け等の共同作業や同じ食事を一緒に食べる「共食」による食育、教科や特別活動等と関連させた食育など、食育のさらなる充実を図ってまいります。
・栄養職員は何名配置されるのか。 ・各学校に栄養士は配置されるのか。 ・栄養士が配置されないと先生方の負担は増え、食教育も十分に行われぬ。配置する計画はあるのか。配置して欲しい。	栄養教諭を含む学校栄養職員等の定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、神奈川県教育委員会の定めた基準により算定されます。中学校完全給食実施に伴う食育指導や給食管理等のあり方を踏まえた教職員の役割、学校栄養職員等の配置につきましては、基本方針の「食育の充実」の観点も踏まえ、実施までの間に検討してまいります。  学校栄養職員等の定数は、次の算定数の合計数 ・生徒数550人未満の単独実施校数×1/4 ・生徒数550人以上の単独実施校数×1 ・生徒数1500人以下の共同調理場数×1 ・生徒数1501人以上6000人以下の共同調理場数×2 ・生徒数6001人以上の共同調理場数×3
・食育にもっともふさわしいのは自校方式であると考えているがセンター方式が多くを占めている中で、食育をどのように行っていくのか。 ・センター方式では栄養士や調理人との交流が出来ないのではないのか。	学校給食を活用した食育を進めるためには、安全・安心で栄養バランスの取れたおいしい給食を提供することが大切だと考えております。中学校における食育につきましては、従来より、教科や特別活動等の時間の中で食に関する指導を行ってきたところです。今後、中学校完全給食における食育指導や給食管理のあり方を踏まえながら、学校教育全体を通して、体系的・計画的に食育を推進してまいります。
・給食時間の確保について伺いたいです。川崎市の中学校では昼食の喫食時間が非常に短いと伺っています。食育の面からも望ましい現状ではないと思います。他都市の視察をされた際、その都市の中学校では、給食に対して、準備・喫食時間・片付けにどのくらいの時間をかけていたのか。そして、これから川崎市の中学校で給食を実施していくにあたり、時間編成を見直していくつもりがあるのでしょうか。	学校の時程は、その学校の状況に合わせて各学校が設定するものです。視察した他都市の中学校給食では、配膳準備から片付けまでを生徒が行っていましたが、その学校の場合、給食・休憩時間は合わせて45分間という設定でした。今後も、学校等の意見も踏まえながら、準備時間等も含めた給食時間のあり方について、実施までの間に検討いたします。

**川崎市立中学校完全給食実施方針(素案)保護者説明会 意見要旨と本市の考え**  
H26.9.15~26実施

意見要旨	本市の考え
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校では、3地区に分けて、献立をずらして実施していますが、中学校給食は、一斉に同じ献立での実施になるのでしょうか。</li> <li>・パン食と米食、どう考えているのか。</li> <li>・民間を活用して実施ということですが、献立を考えたり物資の選定も民間の企業が行うのでしょうか。</li> </ul>	<p>献立作成につきましては、文部科学省が示す中学生に必要な学校給食摂取基準に基づき、市の栄養士が作成してまいります。いろいろな食材を使用し、和食や洋食等多様な献立となるよう工夫してまいります。また、献立につきましては、組立て、構成も含め、今後、具体的に検討してまいります。家庭配布用献立表により献立内容をお知らせするとともに、ホームページにおいても公表してまいります。</p> <p>中学校完全給食で使用する食材につきましては、本市小学校給食における食材調達と同様に、公益財団法人川崎市学校給食会が学校給食用物資規格基準書に基づき選定を行いますが、国内産を基本とし、遺伝子組み換え食品については使用しないこと、また、納品後の食材につきましては、川崎市健康安全研究所に依頼し、細菌検査、理化学検査等のサンプル検査を実施すること等により、安全性の確保に努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動をやっている子どもは必要なエネルギーが増えてくると思いますが、その場合の対応などはいかがでしょうか。</li> </ul>	<p>学校給食の役割として、「栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図る」ことがあります。中学校完全給食が子どもたちの心身の健全な発達に資するよう、安全・安心で温かい給食の提供に努めてまいります。また、食事量による個人差の対応につきましては、他都市では各クラスごとに様々な工夫をしているようですので、これらを参考にしながら検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校の教職員の負担増について</li> </ul>	<p>中学校完全給食の実施に伴う食育指導や給食管理等のあり方を踏まえた教職員の役割については、学校運営の状況や教育環境等について十分に配慮し、実施までの間に検討してまいります。</p>

(3) 喫食形態に関すること

意見要旨	本市の考え
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギーの対応範囲はどうなるのか。</li> <li>・食数が多いセンター方式で、食物アレルギー対策が出来るのか。</li> <li>・食物アレルギー対応で7品目(そば、落花生)は、製造ラインも追えますか。</li> <li>・献立作成や食物アレルギーは民間委託なのか。</li> <li>・食物アレルギーがあるので、対応が気になります。調理室は専用なのか、区切られるのか、子どもの手元に届くまでの流れはどのようになるのか。</li> </ul>	<p>中学校完全給食における食物アレルギー対応につきましては、保護者、学級担任、養護教諭、栄養士、調理員等で協議できる体制を整え、誤配等が無いように共通理解が図れる体制の構築が必要と考えております。</p> <p>現在、学校におきましては、平成25年に教育委員会が作成した「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を持つ児童生徒への対応マニュアル」による運用をしておりますが、今後、中学校完全給食における食物アレルギー対応のマニュアル等の作成を検討するとともに、食物アレルギーを有する生徒への対応につきましては、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患)」により、医師の診断をもとに、7品目の除去等に努めてまいります。なお、食物アレルギーを有する生徒等については適切な対応が求められるため、給食での対応が困難な場合には家庭からのお弁当を持参していただくなど、個別に配慮いたします。</p> <p>また、各センターにおきましては調理工程中に混入することがないようアレルギー専用調理室を設け、市の栄養士の指示に基づき民間事業者が調理を行い、学校へ配送する際も、他の食缶とは明確に区別できるように区分けして配送し、誤配等がないようしっかりと連携してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギーを持つ児童生徒の数を教えて欲しい。</li> </ul>	<p>平成26年7月に「市立中学校に在籍する生徒における食物アレルギーに関するアンケート」を川崎市立中学校全52校の1~3年生を対象に実施いたしました。配付数28,654枚に対し、回収数19,998枚(回答率69.8%)、そのうち有効回答数は19,482枚でした。回答にあたっては、保護者の自己申告によるものですので必ずしも、医師の診断に基づくものではありませんが、調査結果といたしましては、「現在、食物アレルギーがありますか」という設問に対しましては、「ある」と回答した方は全体で7.3%(1,427人)でした。また、「卵・卵製品」、「牛乳・乳製品」、「小麦」に対するアレルギーの有無については、1学年、2学年、3学年でそれぞれ、1.8%、0.8%、0.2%という結果でした。</p> <p>なお、市立小学校における食物アレルギーを有する児童数については、平成25年12月時点で、児童数71,007人中3,348人(4.7%)と把握しております。</p>

**川崎市立中学校完全給食実施方針(素案)保護者説明会 意見要旨と本市の考え**  
H26.9.15~26実施

(4) 安全・安心・良質な食材の確保に関すること

意見要旨	本市の考え
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食材はどのようなものが使われるか公開してほしい。</li> <li>・安全な食材というのが国産のものか</li> <li>・食材の安全性が心配です。</li> <li>・産地の公開、放射性物質検査は実施されますか。</li> <li>・放射能検査をどれくらいするか。</li> </ul>	<p>中学校完全給食で使用する食材につきましては、本市小学校給食における食材調達と同様に、公益財団法人川崎市学校給食会が学校給食用物資規格基準書に基づき選定を行いますが、国内産を基本とし、遺伝子組み換え食品については使用しないこと、また、納品後の食材につきましては、川崎市健康安全研究所に依頼し、細菌検査、理化学検査等のサンプル検査を実施すること等により、安全性の確保に努めてまいります。なお、産地につきましても、本市小学校給食と同様に市のホームページに公表し、周知を図ってまいります。また、使用する食材の放射能検査につきましては、国の動向も注視しながら、本市小学校給食において保護者の方から不安の声が寄せられる食材の検査を実施していることを踏まえ、検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・麻生区は、生産緑地が集中していますので、農協のお野菜やお米を優先的に使ってほしいと思います。地元の農業が潤い、生産緑地が残るチャンスです。</li> <li>・素案の食育の推進はすばらしい内容だと思う。しかし、地場産物等の給食への活用とあるが、川崎の農産、海産物等は生産量が少ないと思う。</li> </ul>	<p>地域の産物を学校給食に活用するなどの工夫をして食に関する指導を行うことは、食育の面でも大変効果があるものと考えております。今後、関係局等と連携し、神奈川県産、川崎市産といった地場産物の供給量等の状況を踏まえながら、できる限り地産地消に配慮した食育を推進してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食材は一括納入方式なのか。</li> <li>・あまりに大規模な食数に確保できる食材も限られているのではないか。</li> <li>・米飯は問題ないが、パンの場合、市内のパン屋で3万食作れるのだろうか。</li> </ul>	<p>現在、市立小学校の給食で安全・安心・良質な食材を安定供給している公益財団法人川崎市学校給食会を活用し、中学校給食約3万食分の食材を確保できるよう、調整を図っております。また、パン食につきましては、今後、検討してまいります。</p>

(5) 食器の形態等に関すること

意見要旨	本市の考え
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごはんについては茶碗を使用して欲しい。</li> </ul>	<p>食器につきましては、安全性や取扱いのしやすさ、食育、経済性等の視点から検討してまいります。また、和食や洋食等多様な献立に対応できるような食器の形態、数、大きさを検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイ箸にする理由を教えて欲しい。</li> <li>・スプーンやフォークも持参なのか。</li> <li>・箸を持参すると、毎日洗わないのでは。衛生面で大丈夫か。</li> <li>・マイ箸の持参について。メニューに応じてスプーンも持参していいのでしょうか。もし忘れてしまった時はどうするのでしょうか。</li> </ul>	<p>発達段階に応じた食育を推進することは、大変重要と考えております。中学校完全給食におきましては中学生の自己管理能力を育むこと、毎日の箸等の食器具を自分で用意し、使用後は家で洗い、翌日の準備をすることが家事体験ともなり得ること等の食育の観点から、箸等については、家庭から持参することを検討しております。</p> <p>第3期川崎市食育推進計画では、食育の推進には、家庭、学校、地域等様々な分野の連携が必要、としております。マイ箸を「生徒が日常の中で身近に行える食育」として、将来の食の自己管理能力を養えるような食育を推進してまいります。</p> <p>また、食器具を忘れた場合等の対応については、学校と調整を図りながら、対応について検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗剤アレルギーのため、生徒が食器を洗って返すことになるかと心配だ。</li> </ul>	<p>食器洗浄は給食センターで行いますが、洗剤が残らないようにすすぎもしっかり行ってまいります。なお、箸については家庭に持ち帰り、洗浄していただくこととなります。</p>

**川崎市立中学校完全給食実施方針(素案)保護者説明会 意見要旨と本市の考え**  
H26.9.15~26実施

(6) 実施手法に関すること

意見要旨	本市の考え
<ul style="list-style-type: none"> <li>・お金が同じようにかかる自校方式を2箇所も作るのは費用対効果が少ないと感じます。</li> <li>・自校方式にして欲しい。</li> <li>・自校方式の可能性を追求して欲しい。</li> <li>・改築したばかりの王禅寺中央中学校の可能性(親子方式)はないのか、改築したときに何も考慮しなかったのか(以前から要望は強かった)。隣接校での親子方式を追求すべきだと思います。</li> <li>・各区に自校方式の学校を作って欲しい。</li> <li>・自校方式を希望してきたものです。センター方式でスタートすることを知ってがっかりしています。北部4校が自校方式を実施することに一定の評価をするのですが、川崎区民としては、何故北部にかたよっているのか。この不公平感はぬぐえませんか。私のまわりにいる若いお母さん達は怒りの感情さえ持っています。4校が自校方式に決まった経緯を分かるまで説明してください。同じような条件で川崎区でも自校方式実施できる学校はなかったのですか。</li> <li>・今後、自校方式に変更する方針や予定はあるのか。</li> <li>・市内4校では自校方式で実施されるが、他の学校でも、今後の改築の際などに、新たに自校方式に変更するということはあるのでしょうか。</li> </ul>	<p>国の「学校給食衛生管理基準」では、調理場は、二次汚染防止の観点から、食材の検収室、食品の保管室、下処理室等の「汚染作業区域」、調理室、配膳室等の「非汚染作業区域」、及び更衣室、休憩室、調理員専用便所、前室等の「その他の区域」に部屋単位で区分すること、洗浄室は別途区分すること、検収、保管、下処理、調理及び配膳の各作業区域並びに更衣休憩に充てる区域及び前室に区分するように努めること、とされています。</p> <p>さらに、食品の保管室は、専用であること、衛生面に配慮した構造とし、食品の搬入及び搬出に当たって、調理室を経由しない構造及び配置とすること、外部からの汚染を受けないような構造の検収室を設けることなど、詳細に定められています。</p> <p>そのため、中学校完全給食の実施に当たっては、生徒に安全・安心で良質な学校給食を提供するために、これらの衛生管理基準等を考慮した広さ・規模を有する調理場を設置することが必要となります。</p> <p>このことを踏まえ、中学校完全給食を「自校方式」、「小学校から中学校へ給食を配送する親子方式」又は「中学校から中学校へ給食を配送する親子方式」により実施するには、多くの学校で衛生管理可能な十分なスペースの確保等が困難な状況であるため、結果として運動場に調理場を整備するか、又は大規模な改修を行わざるを得ません。その結果、児童生徒の活動場所が非常に制限されることとなり、教育環境への影響がとて大きくなくなるとともに、これらの方式は、他の方式と比べ多くの費用と期間を要することが見込まれる(「給食提供方法ごとの事業費用の試算」参照)など、本市においては困難な状況にあると考えます。</p> <p>したがって、本市特有の細長い地形等を考慮し、限られた市有地を最大限に活用して、センター方式により調理場を3箇所整備するとともに、学校との調整も踏まえ、小学校との合築校である東橋中学校及びはるひ野中学校においては合築校舎内の調理場を活用し、教育活動に支障を及ぼさない犬蔵中学校及び中野島中学校においては同校の敷地内に調理場を設置することにより、生徒数の推計に基づく食数約3万3千食(全52校)を確保し、本市中学校完全給食を早期に実施いたします。</p> <p>なお、今後の中学校完全給食における調理施設の在り方につきましては、生徒数の推計、各調理施設の稼働状況、本市の財政状況等も勘案し、必要に応じ、検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校一斉実施にこだわる必要があるのか。</li> <li>・学校給食センターを一度に作らず、慎重になるべきではないか。</li> <li>・各区に1箇所検討すべきではないか。</li> </ul>	<p>給食センターを整備するためには、一定の広さの土地が必要ですが、現在、給食センター用地として活用可能な市有地は3箇所しかありません。したがって、限られた市有地を最大限活用し、センター方式により給食調理場を3箇所整備すること等により、中学校完全給食の早期実施に向け取り組んでまいります。また、国の「学校給食衛生管理基準」に則り、衛生管理には万全を期してまいります。</p> <p>給食センターの段階的な整備については、多くの保護者の皆様から中学校完全給食の早期実現が望まれていることから、各中学校への給食の搬入場所の整備等の諸課題を整理しながら、早期全校実施に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>給食センターから各学校に配送する際には、保温性に優れた食缶を用い、安全・安心で温かく、おいしい給食を提供できるものと考えております。給食センターから各学校への配送時間については、国の「学校給食衛生管理基準」を踏まえ、調理後2時間以内の喫食を前提とした配送計画をシミュレーションしておりますが、今後、より詳細に配送計画を策定してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1万5千食を調理して、配送できる事業者がいるのか。</li> <li>・PFI方式又は公設民営で、具体的にどのような会社が受注するのか。</li> <li>・どれくらいの人で調理するのか。</li> <li>・給食センターの従業員は資格が必要なのか。</li> </ul>	<p>PFI方式では、設計、建設、給食運営、施設維持管理等の会社が特別目的会社(SPC)を組成し、学校給食センター等の設計、建設、運営、維持管理までを行うものですが、3センターの運営事業者の募集に必要な条件、内容につきましては、学校給食センターは全国的に導入事例も多くあることから、これら先進事例や国の「学校給食衛生管理基準」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」や専門家等の意見も参考としながら、公募までの間に決定してまいります。</p>

**川崎市立中学校完全給食実施方針(素案)保護者説明会 意見要旨と本市の考え**  
H26.9.15~26実施

意見要旨	本市の考え
<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター方式だと中学校に配送された後、配膳から食べるまでの衛生管理が心配だ。</li> <li>・保管の仕方、教室に運ばれるまでの安全管理はどう考えているのか。</li> <li>・これから温暖化が進むにつれて、食品（調理したもの）を配送、保管するにあたり衛生管理が心配です。</li> <li>・中学校にはリフトがないので、子どもが運ぶことになると思うが、万が一こぼしてしまった時はどうするのですか。</li> <li>・安心・安全な給食になる、各教室の前までとか各階のロビーまでとか運んでくれる設備や人の確保など。</li> <li>・異物混入を防ぐため、小学校では、教室前まで食缶を届け、担任が立会いのもと、食缶を受け取る方式をとっているが、センター方式になった場合、同様の異物混入防止策がとれるのか。</li> <li>・中学校の受入れ場所と担当人員について考えはあるのでしょうか。</li> <li>・学校の配膳に必要な設備改修は行われるのか。</li> </ul>	<p>各学校の配膳室の整備、施設の改修等につきましては、学校と協議の上、そのスケジュールも含め検討してまいります。また、給食コンテナ受入後、各教室への運搬については、今後、学校とも協議の上、検討してまいります。なお、保温食缶については、ロックがかかるものの導入を検討しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・配送が交通渋滞等で遅れたりするのではないかと。</li> <li>・給食は出来上がりから2時間以内喫食が決められていますが、間に合うのでしょうか。</li> </ul>	<p>学校給食センターから各学校に配送する際には、保温性に優れた食缶を用い、安全・安心で温かく、おいしい給食を提供できるものと考えております。また、学校給食センターから各学校への運搬につきましては、国の「学校給食衛生管理基準」を踏まえ、調理後2時間以内の喫食を前提とした配送計画としてまいります。なお、同基準に基づき、衛生管理の徹底を図り、安全・安心な中学校完全給食を提供してまいります。また、給食実施に係る配膳、運搬等の課題につきましては、今後、実施までの間に学校等の意見も踏まえ検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・配送に何台のトラックが必要なのか。</li> <li>・トラック1台で何食運べるのか。</li> </ul>	<p>配送車両は2t～3t程度を予定していますが、車両1台当たりコンテナ4台16クラス程度の食器食缶の運搬を想定しています。また、配送車両の台数につきましては、今後の具体的な配送計画策定にあわせ、検討してまいります。各センターの規模に応じ、各10～20数台程度は必要と考えております。なお、今後配送車両の出入に伴う安全対策についても、しっかり検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中部給食センターの隣に動物愛護センターが建設されるのは納得いかない。衛生面も心配だ。</li> </ul>	<p>学校給食センターの衛生管理につきましては、国の「学校給食衛生管理基準」等により、外部からの影響を受けないような構造とすること等、詳細に定められております。本市の学校給食センターにおきましても国の基準に則り、隣地がどのような施設であるかに関わらず、衛生管理には万全を期すとともに、周辺環境にも配慮した施設計画としてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民設民営、公設民営、PFI方式についてメリットデメリットを説明して欲しい。</li> </ul>	<p>①公設民営方式 市が、各学校の敷地内に調理場を設置し、又は市有地等に大規模な調理場を設置し、民間事業者が調理業務等を委託して給食事業を行う方式 ・本市の小学校・特別支援学校116校のうち、47校で実施（平成26年4月現在）</p> <p>②PFI方式 公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）に基づき実施される。 ・政令市では、仙台市、千葉市、福岡市の学校給食センターで採用。本市では、はるひ野小中学校で採用 ・運営期間中及び運営期間後の施設の所有者により、BTO（運営期間中、運営期間後ともに市が所有）、BOT（運営期間中は民間事業者、運営期間後は市が所有）、BOO（運営期間中、運営期間後ともに民間事業者が所有）の3種類に分けられる。</p> <p>③民設民営方式 市は民間事業者が調理業務等を委託し、当該民間事業者は自社が有する調理場において、調理業務等を請け負い、給食事業を行う方式。弁当箱で配送する都市が多いが、食缶で配送する事例もある。 ・政令市では、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、広島市（弁当箱） ・甲府市、武蔵村山市（食缶）</p> <p>これまでの事業手法の検討により、民設民営方式については、事業者による市内事業用地の確保や資金調達に極めて難しいと考えられること、ハード面も含め「安全・安心」という観点からの市によるモニタリング機能が働きづらいこと等の課題があることから、本市の中学校完全給食の実施手法としては、困難であるものと考えます。 また、公設民営とPFI方式との比較につきましては、財政負担の軽減及び平準化、事業の安定的な実施について等の検討を行い、実施方針策定に併せて検討してまいります。</p>

**川崎市立中学校完全給食実施方針(素案)保護者説明会 意見要旨と本市の考え**  
H26.9.15~26実施

意見要旨	本市の考え
・工事等は入札方式なのか。	PFI事業者の決定に当たっては、地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札を含め検討してまいります。
・中学校給食用途のみで使用される施設なのでしょうか。給食のみではもったいないのではないのでしょうか。福祉での活用などはお考えないのでしょうか。 ・災害時の炊き出し施設としての活用などもお考えでしょうか。	給食センターの整備に当たっては、限られた敷地を最大限活用した計画としていく予定ですが、災害発生後学校運営が再開されるまでの間の学校給食センターの役割や、どのような機能付加ができるのかも含め、今後、関係部署と協議、検討してまいります。
・食品工場などで使われている工場内と外との気圧を変えるなどの安全対策はあるのか。	給食調理施設の安全・衛生管理につきましては、他都市の先進事例や「国の学校給食衛生管理基準」や「大量調理施設衛生管理マニュアル」、専門家等の意見も参考としながら公募までの間に検討してまいります。

(7) 開始時期・スケジュールに関する事

意見要旨	本市の考え
・早急に導入をしてほしいと望んでいますが、PFI事業の場合、平成28年度開始は間に合うのでしょうか。	多くの市民の皆様から中学校完全給食の早期実現が望まれていることから、事業手法の検討と併せ、現在、平成28年度中の全校実施に向けて取り組んでいるところです。

(8) 給食費に関する事

意見要旨	本市の考え
・給食費はこれから検討するとのことであるが、公費負担の予定は無いのか。メディアなどで給食費の未払いが話題になることがあるが、川崎市ではどうか。 ・体格差による給食費の不公平感がある。 小柄な女子と体格のいい男子で、食べる量で倍くらいの差がある。同一の給食費でなく体重等で分けられる給食費は検討できないか。 ・給食費について。行事や閉鎖等で中止になった給食費については、どのように処理されるのでしょうか。	就学援助の支給項目につきましては、小学校給食や中学校ミルク給食における就学援助の支給実績を踏まえ、中学校給食についても検討してまいります。 給食費の未納対策につきましては大変重要な課題と認識しています。給食費の未納を防止するためには保護者の学校給食制度への理解を一層深めることが重要であると考えておりますので、中学校完全給食実施に向けて、未納の発生しにくい仕組みづくりについて、他都市の事例も参考にしながら検討してまいります。 給食費の額及び詳細の取扱いにつきましては、中学生の学校給食摂取基準や本市の小学校・特別支援学校の給食費の額、他都市の状況、社会経済情勢等を総合的に勘案し、今後、献立の内容と併せ決定してまいります。



**川崎市立中学校完全給食実施方針(素案)保護者説明会 意見要旨と本市の考え**  
H26.9.15~26実施

(9) その他

意見要旨	本市の考え
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校では夏休みの前後や冬休みの前後など登校日数より給食提供日数が、かなり少ないように思いますが、給食の都合で午前中だけの授業になったり、ということにはならないようお願いできればと思います。</li> </ul>	<p>給食の実施日数は、各学校の年間日程に応じて決められており、現在、年間約183回実施しています。今後も、学校等の意見を踏まえ検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会の周知のためにどのような方法で行ったのか。</li> <li>・保護者説明会が何回か実施されていますが、参加人数は延べ何人ですか。</li> <li>・今後も説明会は開催してください。</li> <li>・素案とした理由は、保護者や市民の意見を聞いて検討するためだと思います。夜の7時からの、しかも区1ヶ所の説明会では子育て真っ最中の保護者の参加は難しいので、せめて、中学校ブロックで、再度説明会をするべきではないか。また、素案に対する説明会やパブコメでの要望や意見をしっかりとまとめて分析して、素案の再検討をする場はあるのですか。</li> <li>・各中学校ごとの保護者説明会はいつ頃予定していますか。</li> </ul>	<p>今回の保護者説明会については、全ての市立小学校、市立中学校、市立特別支援学校を通して、全ての保護者に届けられるよう、全校、全保護者あてに実施方針(素案)の概要も含めてお知らせを配布し、延べ250名の方に御参加いただきました。</p> <p>加えて、これまでも本市ホームページに随時情報を掲載する他、川崎市全町内会連合会、各区町内会連合会、全市のPTA連絡協議会、各区PTA協議会等、様々な機会を捉えて可能な限り説明を重ねてまいりました。今後も必要に応じて説明し、又は市民の皆様御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、各中学校における整備等もごさいますので、今後、学校とも十分調整の上検討し、保護者の皆様にも適宜お知らせしてまいりたいと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの9月29日を延長することはできないのか。</li> </ul>	<p>パブリックコメントは本市パブリックコメント条例に基づき、本年8月29日から9月29日までの32日間意見の募集を行いました。今後も、御意見がございましたら中学校給食推進室にお送りいただければ参考とさせていただきますと存じます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いろいろな質問で今後検討しますというのが多いですが、検討の報告はないのでしょうか。</li> </ul>	<p>今後も随時、本市ホームページに中学校給食に関する情報を掲載するほか、必要に応じ、保護者の皆様へもお知らせしてまいりたいと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業してしまった生徒たちにも給食を体験できる機会を与えて欲しい。</li> </ul>	<p>多くの市民の皆様から中学校完全給食の早期実現が望まれていることから、事業手法の検討と併せ、現在、早期全校実施に向けて取り組んでいるところです。また、試食会につきましては、その対象範囲やあり方については、今後検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター方式と自校方式の費用の差はどのくらいあるのか。</li> </ul>	<p>素案で示しました実施手法ごとの事業費用の試算は、6種類の給食提供方式について、単一の方式により実施したと仮定した場合のそれぞれの施設整備費と事業期間30年間の維持管理運営費を試算したものです。その試算によりますと、自校方式では、施設整備費等約150億円、30年間の維持管理運営費約610億円、センター方式では、同じく約140億円、約500億円となっています。実行ベースでの整備面積につきましては、今後、設計等のなかで、学校とも調整しながら検討するとともに、事業費につきましても、実行ベースに合わせ、財源の額を含めて精査してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校給食を実施することで他の教育予算が圧迫されてしまうのではないか。</li> <li>・建物の安全対策の予算は十分か。</li> </ul>	<p>本市のおかれた厳しい財政状況ではございますが、中学校完全給食の実施に当たりましては、民間活力を活かした効率的・効果的な手法とするとともに、事業費の平準化等を図ってまいります。また、国に対しても十分な財政措置について要請するなど、財源確保に努めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の私立中学校の給食はどうなるのか。</li> </ul>	<p>今回、導入を目指しているのは、市立中学校における完全給食です。私立中学校の給食につきましては、各学校ごとに定められていると思いますので、詳細につきましては、各学校に直接お問い合わせいただければ幸いです。</p>

# 政令市における中学校給食の状況

平成26年5月現在

政令指定都市名	学校数	給食の形態				市教委が給食以外の昼食提供	備考
		完全給食		ミルク給食	未実施		
		全員喫食	家庭からの弁当との選択制				
1 札幌市	97	97					自校調理方式 19校 親子調理方式 78校(親39校、子39校)
2 仙台市	64	64					自校調理方式 12校 親子調理方式 1校(子) センター方式 51校 全5施設(PFI2、公設民営1、直営2)
3 さいたま市	57	57					自校調理方式 54校 親子調理方式 2校(子) センター方式 1校(直営1)
4 千葉市	56	56					センター方式 56校 全3施設(PFI2、公設民営1)
<b>5 川崎市</b>	<b>52</b>			<b>52</b>	<b>○</b>		<b>○中学校ランチサービス事業 52校(内ホットランチ8校)</b>
6 横浜市	147					* 147	業者による校内での弁当販売 121校 業者による校内でのパン販売 11校 * 自動販売機でのごはん・パン販売 14校 * 学食を利用 1校(高校附属中)
7 相模原市	37	7	※ 30				センター方式 7校 全2施設(公設民営1、直営1) ※デリバリー方式(弁当) 30校
8 新潟市	57	30	※ 27				自校調理方式 8校 親子調理方式 1校(子) センター方式 20校 全14施設(公設民営10、直営4) ※デリバリー方式(弁当。ランチルーム用は食缶)28校(内全員喫食は1校)
9 静岡市	43	32	※ 11				自校調理方式 1校 親子調理方式 1校(子) センター方式 30校 全9施設(PFI1、公設民営4、直営4) ※デリバリー方式(弁当) 11校
10 浜松市	48	48					自校調理方式 35校 親子調理方式 1校(子) センター方式 12校 全5施設(公設民営4、直営1)
11 名古屋市	111	1	※ 109			* 1	自校調理方式 3校(※2校) ※デリバリー方式(弁当。ランチルーム用は食缶) 107校 * 児童福祉施設の食堂を利用 1校
12 京都市	73	5	※ 66	* 1		◆ 1	自校調理方式5校(小中併設校) ※デリバリー方式(弁当) 66校 * 高校附属中は食堂の弁当を利用 1校 ◆ 家庭からの弁当のみ 1校
13 大阪市	130	※ 14	※ 114			* 2	※デリバリー方式(弁当) 128校 * 児童福祉施設の食堂を利用 2校
14 堺市	43					43	○ ランチサポート事業 43校
15 神戸市	82					82	○ 中学校弁当販売事業 69校 校内での弁当販売 3校 校内でのパン販売 7校 家庭からの弁当のみ 3校
16 岡山市	38	36				* 2	自校調理方式 23校 親子調理方式 1校(親) センター方式 12校 全8施設(公設民営8) * [ 児童自立支援施設の食堂を利用 1校 家庭からの弁当と校内パン販売 1校
17 広島市	64	21	※ 43				自校調理方式 5校 親子調理方式 3校(子) センター方式 13校 全6施設(公設民営1、直営5) ※デリバリー方式(弁当) 43校
18 北九州市	62	62					親子調理方式 62校(子)
19 福岡市	69	69					自校調理方式 5校 センター方式 64校 全4施設(公設民営4) * 7月末で1センター廃止。8月にPFIで1施設開設予定。
20 熊本市	42	42					自校調理方式 2校 親子調理方式 2校(子) センター方式 38校 全15施設(公設民営14、直営1)

平成26年4月  
全員喫食に移行  
※状況は欄外に記載

平成25年3月  
「中学校給食実施方針」を決定  
※主な概要は欄外に記載

【大阪市 全員喫食の状況】

- ・平成26年4月から、全員喫食に移行。
- ・**全学年全員喫食を実施する中学校14校。**
- ・1年生から段階的に全員喫食を実施する中学校112校。
- ・平成26年度当初は全学年家庭からの弁当との選択制を継続する中学校2校。

【神戸市 中学校給食実施方針の概要】

- ・全員喫食を基本とする。但し、家庭弁当の持参も可能とする。
- ・デリバリー(ランチボックス)方式を採用する。
- ・平成26年度中に一部の中学校で、平成27年度中に全校で実施を目指す。

## これまでの検討経過

平成25年

- 11月26日 教育委員会(基本方針決定)
- 12月17日 第1回中学校給食推進会議

平成26年

- 1月22日 東柿生小学校視察(市長・教育委員会)
- 1月28日 教育委員会(請願審査)
- 1月30日 中原中学校ほか視察(市長・教育委員会)
- 2月4日 西八千代市視察(教育委員会事務局)
- 2月6日 府中市視察(教育委員会事務局)
- 2月7日 市PTA連絡協議会理事会
- 2月12日 教育委員会
- 2月13日 第1回中学校給食推進連絡協議会
- 2月17日 第1回中学校給食推進会議検討部会
- 3月14日 第2回中学校給食推進会議検討部会
- 3月20日 武蔵村山市視察(教育委員会事務局)
- 3月27日 第2回中学校給食推進連絡協議会
- 4月8日 教育委員会
- 4月8日 全町連役員会
- 4月17日 第3回中学校給食推進連絡協議会
- 4月18日 第3回中学校給食推進会議検討部会
- 4月22日 第2回中学校給食推進会議
- 4月22日 教育委員会
- 4月24日 海老名市視察(教育委員会)
- 5月2日 甲府市視察(市長・教育委員会・協議会委員)
- 5月9日 教育委員会
- 5月13日 教育委員会
- 5月19日 第4回中学校給食推進連絡協議会
- 5月19日 第4回中学校給食推進会議検討部会
- 5月20日 第3回中学校給食推進会議
- 5月20日 教育委員会
- 5月26日 第5回中学校給食推進会議検討部会
- 5月27日 第4回中学校給食推進会議
- 5月27日 政策・調整会議
- 5月27日 教育委員会(中間取りまとめ)
- 5月29日 総務委員会
- 6月3日 全町連役員会
- 6月13日 総務委員会
- 6月30日 千葉市視察(中学校校長会・教育委員会事務局)
- 7月7日 市PTA連絡協議会理事会
- 7月14日 第5回中学校給食推進連絡協議会
- 7月16日 第6回中学校給食推進会議検討部会
- 7月22日 第5回中学校給食推進会議
- 7月22日 教育委員会
- 8月15日 第6回中学校給食推進連絡協議会
- 8月18日 第7回中学校給食推進会議検討部会
- 8月19日 第6回中学校給食推進会議
- 8月19日 教育委員会

8月25日	第8回中学校給食推進会議検討部会
8月25日	政策・調整会議
8月25日	第7回中学校給食推進会議
8月25日	教育委員会
8月28日	総務委員会
8月29日～9月29日	パブリックコメント
9月2日	全町連役員会
9月3日	マイコン地区立地企業説明会
9月5日	市PTA連絡協議会理事会
9月11日	平間地区住民説明会
9月15日	保護者説明会(宮前区)
9月19日	保護者説明会(幸区)
9月22日	保護者説明会(高津区)
9月23日	保護者説明会(川崎区)
9月24日	保護者説明会(麻生区)
9月25日	保護者説明会(中原区)
9月26日	保護者説明会(多摩区)
10月15日	第7回中学校給食推進連絡協議会
10月24日	政策・調整会議
10月24日	平間小保護者説明会
10月28日	第8回中学校給食推進会議
10月28日	教育委員会「川崎市立中学校完全給食実施方針」決定
10月29日	総務委員会
10月31日	学校給食センターPFI事業 実施方針の策定の見通し公表
11月7日	(仮称)川崎市南・中・北部学校給食センター整備等事業実施方針の公表
11月7日～14日	学校給食センター整備等事業実施方針等に関する質問受付
11月10日	田原市視察(教育委員会事務局)
11月11日	豊田市視察(教育委員会事務局)
11月12日	東大阪市視察(教育委員会事務局)
11月18日	立川市視察(教育委員会事務局)
11月20日	袋井市視察(教育委員会事務局)
11月21日	第8回中学校給食推進連絡協議会

第 7 回 中学校給食推進連絡協議会 会議録

- 開催日時 平成26年10月15日(水)  
10:00~10:50
- 場 所 高津区役所 第3会議室
- 出席者 座長：川崎市PTA連絡協議会 齋藤会長  
副座長：教育)中学校給食推進室 望月室長  
委員：小学校校長会 鈴木校長、山崎校長  
中学校校長会 渡邊校長、伊藤校長  
川崎市PTA連絡協議会 伊藤副会長、宮嶋事務局  
川崎市教職員組合 倉田副委員長、阿部書記長  
教育)野本企画課長、古内教育環境整備推進室担当課長  
小田桐教職員課長、邊見健康教育課担当課長  
森中学校給食推進室担当課長、北村中学校給食推進室担当課長  
古俣中学校給食推進室担当課長  
※欠席者：小原前会長  
教育)市川指導課担当課長  
事務局：教育)中学校給食推進室 亀村担当係長、谷口主任、  
沼田主任、葛山職員

■内 容 (進行 中学校給食推進室)

— 資料確認 —

— 座長挨拶 —

給食費の徴収方法について、PTAとしては、学校現場は生徒、親との信頼関係によって成り立っている部分もあり、督促や徴収等により教師と親や生徒、双方の信頼関係に影響が生じることがないように、検討をお願いしたい。

— 資料1説明(「川崎市立中学校給食実施方針(素案)に対するパブリックコメント手続きに実施結果について」について)

資料2説明(「川崎市立中学校完全給食実施方針(素案)保護者説明会実施状況」について)

—

(事務局より説明)

委 員 平間配水所上平間管理公舎用地において課題があると聞いたが。

事 務 局 周辺住民への説明会の際に、動物愛護センターも必要、また学校給食センターも必要と理解しているものの、隣同士になるということに違和感があるというご意見があった。学校給食センターは徹底して衛生管理について取り組み、動物愛護センターは動物の管理についてしっかりとした対策をとる。合築ではなくそれぞれの建物の間には緑地帯等の緩衝帯を設け距離を取るなど、お互いに影響しあう

ことがないようにする。隣りがどのような施設であろうが、学校給食センターは食中毒や異物混入防止対策などをしっかり行い、衛生管理について万全を期す。

委員 衛生管理について安心していただくために、具体的に見える形で説明したほうが良い。例えば、物資の搬入経路や門の位置や向き、動物愛護センターの位置関係がどうなっているのか。また、衛生管理についてきちんと配慮しているということを確認に示したほうが良い。

事務局 実際に設計に着手するのが平成27年度、その後に詳細な図面が上がってくる。地域に対しても、説明し、ご意見をいただきながら進めていきたい。現段階では他都市等の事例を説明会では取り上げている。

— 資料3説明（「川崎市立中学校給食実施方針（案）たたき台」について）  
（事務局より説明）

委員 今後のスケジュール等について、給食実施にかかる配膳・運搬の方法や給食時間のあり方など検討を進めていくとあるが、実際そういった内容の会議を設定して欲しい。中学校給食は中学校で行われるというところの整合性がないと現場に負担がかかってしまうので、しっかりと計画を立てていただきたいのでそのような場になるような提案をお願いしたい。

事務局 体制等について検討する。本連絡協議会においても他都市の状況等も報告しながら進めていきたい。また実務的にどう進めていくかも検討したい。

委員 学校現場での準備や配膳方法、給食費の徴収など細かい具体的な方法について作業部会のような学校の意見が出せる場を作りながら進めたらどうか。また、小学校給食での課題等も含めた形で検討できればよいと思う。

事務局 現段階ではハード面のスケジュールを急いでいるが、これからは、なるべく早い時期に、学校現場の意見を活かせる場を作りたい。

室長挨拶

10時50分 閉会

# 川崎市立中学校完全給食の早期実施に向けた検討について

参考資料5

平成26年11月21日  
(教)中学校給食推進室

## 川崎市立中学校完全給食実施に向けた具体的課題

### 中学校給食のあり方

◎全員喫食か選択制か

### 実施手法

◎民間活力を生かした効率的な手法

### 導入時期

◎具体的スケジュールを踏まえた導入時期

### 食材の安全性等

◎安全・安心・安価・良質な食材の確保について

### 食器

◎中学校給食における食器の選定について

### 給食費

◎給食費の額について

### 食育推進の充実

◎学習指導要領に沿った食育の推進について

### 給食提供の安全確保

◎調理から喫食までの安全確保について

### 配膳等

◎給食実施に係る配膳、運搬等について

### 献立

◎川崎らしい献立の提供について

### その他

◎給食時間の設定(時程の見直し) 等

### 施設改修関係

◎中学校給食実施に伴う施設改修について

### 中学校給食の基本方針

- 1 早期に中学校完全給食を実施します
- 2 学校給食を活用した、さらなる食育の充実を図ります
- 3 安全・安心な給食を提供します
- 4 温かい給食を全校で提供します

実施方針(素案)

実施方針

実施までの間の検討事項

整備計画

## 川崎市立中学校における昼食時間及び休憩時間一覧（平成26年度）

学校番号	中学校名	昼食開始	昼食終了	昼食時間	休憩開始	休憩終了	休憩時間	昼食・休憩時間
1	大師	12:50	13:05	0:15	13:05	13:25	0:20	0:35
2	南大師	12:35	12:50	0:15	12:50	13:10	0:20	0:35
3	川中島	12:35	13:00	0:25	13:00	13:15	0:15	0:40
4	桜本	12:45	13:00	0:15	13:00	13:20	0:20	0:35
5	臨港	12:40	13:00	0:20	13:00	13:20	0:20	0:40
6	田島	12:45	13:00	0:15	13:00	13:20	0:20	0:35
7	京町	12:35	12:50	0:15	12:50	13:10	0:20	0:35
8	渡田	12:45	13:00	0:15	13:00	13:20	0:20	0:35
9	富士見	12:40	13:00	0:20	13:00	13:20	0:20	0:40
10	川崎	12:35	13:00	0:25	13:00	13:15	0:15	0:40
11	川崎高校附属	12:25	12:45	0:20	12:45	13:00	0:15	0:35
12	南河原	12:40	13:00	0:20	13:00	13:20	0:20	0:40
13	御幸	12:40	12:55	0:15	12:55	13:15	0:20	0:35
14	塚越	12:40	13:00	0:20	13:00	13:20	0:20	0:40
15	日吉	12:45	13:00	0:15	13:00	13:20	0:20	0:35
16	南加瀬	12:55	13:10	0:15	13:10	13:30	0:20	0:35
17	平間	12:40	12:55	0:15	12:55	13:15	0:20	0:35
18	玉川	12:50	13:05	0:15	13:05	13:25	0:20	0:35
19	住吉	12:50	13:05	0:15	13:05	13:25	0:20	0:35
20	井田	12:50	13:05	0:15	13:05	13:25	0:20	0:35
21	今井	12:35	12:55	0:20	12:55	13:10	0:15	0:35
22	中原	12:30	12:55	0:25	12:55	13:15	0:20	0:45
23	宮内	12:55	13:10	0:15	13:10	13:30	0:20	0:35
24	西中原	12:45	13:00	0:15	13:00	13:20	0:20	0:35
25	東橋	12:40	13:00	0:20	13:00	13:20	0:20	0:40
26	橋	12:40	12:55	0:15	12:55	13:15	0:20	0:35
27	高津	12:40	13:00	0:20	13:00	13:20	0:20	0:40
28	東高津	12:40	12:55	0:15	12:55	13:15	0:20	0:35
29	西高津	12:45	13:00	0:15	13:00	13:20	0:20	0:35
30	宮崎	12:55	13:10	0:15	13:10	13:30	0:20	0:35
31	野川	12:45	13:05	0:20	13:05	13:20	0:15	0:35
32	有馬	12:35	12:55	0:20	12:55	13:15	0:20	0:40
33	宮前平	12:35	12:55	0:20	12:55	13:15	0:20	0:40
34	向丘	12:40	13:00	0:20	13:00	13:15	0:15	0:35
35	平	12:45	13:05	0:20	13:05	13:25	0:20	0:40
36	菅生	12:55	13:10	0:15	13:10	13:25	0:15	0:30
37	犬蔵	12:45	13:05	0:20	13:05	13:25	0:20	0:40
38	稲田	12:35	12:55	0:20	12:55	13:15	0:20	0:40
39	桥形	12:35	12:55	0:20	12:55	13:15	0:20	0:40
40	中野島	12:35	13:00	0:25	13:00	13:15	0:15	0:40
41	南菅	12:40	13:00	0:20	13:00	13:20	0:20	0:40
42	菅	12:35	12:55	0:20	12:55	13:15	0:20	0:40
43	生田	12:40	13:00	0:20	13:00	13:20	0:20	0:40
44	南生田	12:40	13:00	0:20	13:00	13:20	0:20	0:40
45	西生田	12:40	13:00	0:20	13:00	13:20	0:20	0:40
46	金程	12:35	12:55	0:20	12:55	13:15	0:20	0:40
47	長沢	12:35	12:55	0:20	12:55	13:15	0:20	0:40
48	麻生	12:50	13:05	0:15	13:05	13:25	0:20	0:35
49	柿生	12:45	13:05	0:20	13:05	13:25	0:20	0:40
50	王禅寺中央	12:40	13:00	0:20	13:00	13:20	0:20	0:40
51	白鳥	12:40	13:00	0:20	13:00	13:20	0:20	0:40
52	はるひ野	12:35	13:05	0:30	13:05	13:30	0:25	0:55
		昼食開始時間 12:25~12:55		昼食時間 15分~25分		休憩時間 15分~20分		昼食・休憩時間計 35分~40分

※ 「平成26年度日課時程表」（指導課調べ）及び各学校への聞き取りによる。

※ 上表にかかわらず、月曜日のみ昼食時間が異なっている学校が7校ある。